

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…三
- 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…四
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(同)…五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…六
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…七
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………(同)…七
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…八
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…九
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知(三)

## 告 示

●東京都告示第七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

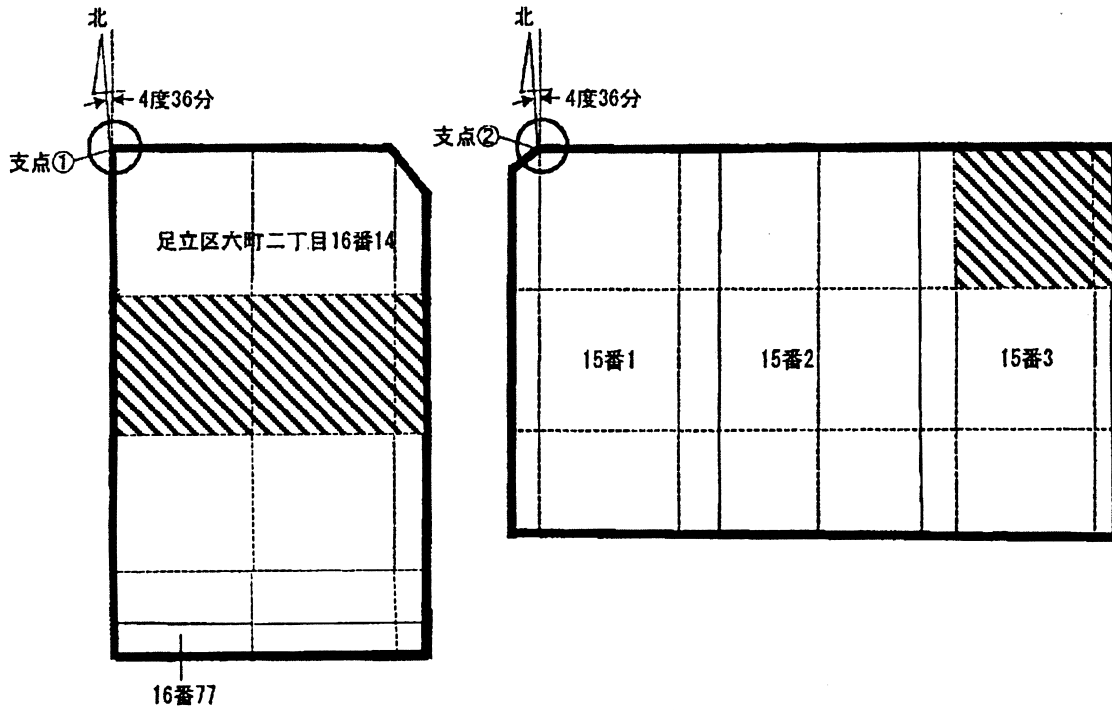
平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 構造計算適合性判定業務を行う	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	平成二十八年一月十五日
事務所所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号カメイ仙台グリーンシテイ三階	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号カメイ仙台グリーンシテイ三階	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号カメイ仙台グリーンシテイ三階	
	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	
	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディ	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディ	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディ	
	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディ	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディ	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号さいたま浦和ビルディ	

神奈川県横濱市西区北幸二丁目三番十九号日総第8ビル八階	千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三丸庄ビル一階
長野県長野市南沢町千八十二番地KYOON南県町ビル五階	神奈川県長野市南沢町千八十二番地KYOON南県町ビル五階
愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階	愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階
島根県松江市中原町六番地	愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階
岡山県岡山市北区内山下二丁目三番十九号成広ビル二階	島根県松江市中原町六番地
広島県広島市中区八丁堀十五番六号広島ちゅうぎんビル七百四十二号室	岡山県岡山市北区内山下二丁目三番十九号成広ビル二階
愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号ミツネビルディ	愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号ミツネビルディ
佐賀県佐賀市三番町七丁目十三番	愛媛県松山市三番町七丁目十三番

別図



<支点①>  
 支点①は、足立区六町二丁目16番14の最北端とする。

<支点②>  
 支点②は、足立区六町二丁目15番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 4度36分  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<b>&lt;凡例&gt;</b>	
	調査対象地
	筆境界線
	単位区画境界線
	指定を解除する区域

●東京都告示第七十七号  
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

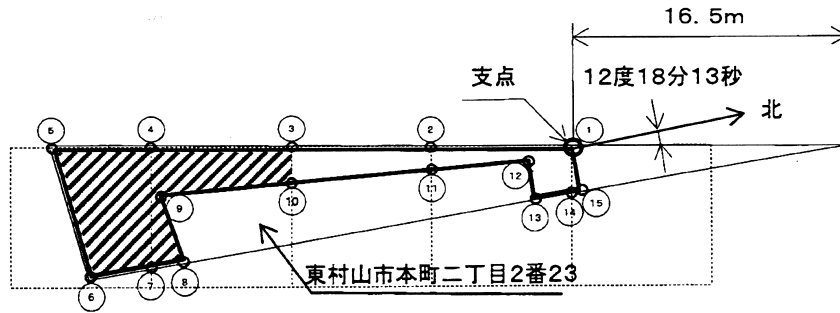
平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（東村山市本町  
 二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



**■ 支点**  
 支点は、東村山市本町二丁目2番23の最北端から南西へ筆境界に沿って16.5m進んだ地点①とする。

**■ 格子の回転角度(12度18分13秒)**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**■ 凡例**  
 [Hatched Box] : 形質変更時要届出区域  
 [Solid Line] : 調査対象地  
 [Dashed Line] : 筆境界  
 [Dotted Line] : 単位区画

測定名	X座標	Y座標
①(支点)	0	0
②	-10.0000	0
③	-20.0000	0
④	-30.0000	0
⑤	-36.9087	0
⑥	-34.1586	-9.0647
⑦	-30.0000	-8.3547
⑧	-27.5769	-7.9410
⑨	-29.2039	-3.3972
⑩	-20.0000	-2.5814
⑪	-10.0000	-1.6950
⑫	-3.0270	-1.0264
⑬	-2.5748	-3.6785
⑭	0	-3.2394
⑮	0.5278	-3.1497

●東京都告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成二十八年一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所

- 三宅村阿古二四六八番(次の図に示す部分に限る。)、二四四九番、二四五一番、二四五二番、二四五三番一、二四五五番、二四六〇番、二四六一番、二四六五番から二四六七番まで、二四六九番、二四七二番、二五一〇番、二五一一番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)